

生駒市条例第5号

生駒市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

生駒市老人デイサービスセンター条例（平成10年12月生駒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。